

## 審査基準

- 1 特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること。
- 2 その指定事業所において、計量士は定期検査の対象となる特定計量器又は、計量証明検査を受けるべき特定計量器であって、使用の制限の特例に係る特定計量器以外のものについては、2年に1回定期検査の合格条件に適合するかどうか、経済産業省令で定める方法により検査すること。

また、上記に掲げるもの以外の特定計量器については、その性能が計量法151条第1項第1号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するかどうか、及びその器差が同項第2号の経済産業省令で定める使用公差を超えないかどうかの検査を、同条第2項及び第3項の経済産業省令で定める方法により行うものであること。

- 3 当該事業所にその従業員であって適正な計量管理を行うために必要な業務を遂行することを職務とする適正計量管理主任者が必要な数だけ置かれ、必要な数の計量士の指導の下に適正な計量管理が行われていること。又は当該事業所に専ら計量管理を職務とする従業員であって計量士の資格を有する者が必要な数だけ置かれ、適正な計量管理が行われていること。
- 4 適正計量管理主任者及び従業員が当該事業所の計量管理を行う計量士により計画的に量目の検査その他の計量管理に関する指導を受け、それに基づき量目の検査及び特定計量器の検査を定期的に行っていること。
- 5 当該事業所の計量管理を行う計量士の指導の下に当該事業所における計量管理の内容及び方法を記載した計量管理規程を定め、これを遵守していること。
- 6 その他適正な計量管理を行うため、次の事項を遵守するものであること。
  - (1) 当該事業所における計量管理を行う計量士が、その職務を誠実に行うこと。
  - (2) 申請者は、計量管理に関し、計量士のその職務を行う上での意見を尊重すること。
  - (3) 当該事業所の従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従うこと。

審査基準の「適正な計量管理が行われていること」とは以下のとおりとする。

(1) 法令等の遵守状況について

- ア 届出等を遅滞なく行っていること。
- イ 年次報告と実態に相違がないこと。

(2) 計量管理規程及び組織について

- ア 計量管理規程どおりに組織が機能していること。
- イ 計量管理規程を定期的に見直していること。

(3) 検査設備について

- ア 検査設備は使用する計量器に応じ必要なものが充足されていること。
- イ 検査設備が良好に管理されていること。
- ウ 検査設備の借用については賃貸契約書等が保管されていること。

(4) 使用計量器について

- ア 定期的検査が適正に実施されていること。
- イ 不合格計量器の処置が適切に行われていること。

(5) 量目管理（製造工程中の製品計量（計測）含む。）について

量目検査の結果を適切に活用していること。

(6) 台帳の管理について

- ア 基準器等及び検査設備の管理台帳の記録が整理されていること。
- イ 使用計量器の管理台帳の記録が整理されていること。
- ウ 合格証紙の受け払い等の管理が適正に実施されていること。
- エ 量目管理台帳の記録が整理されていること。

(7) 指導教育について

- ア 計量士に適正計量管理主任者等に対し計量講習会等を開催させ、計量管理の方法及び量目検査方法などの知識及び技術の習得に努めさせる等、定期的に従業員教育を実施していること。
- イ 計量士又は適正計量管理主任者が必要に応じて担当者を指導していること。
- ウ 指導教育について実施記録が整理されていること。

適正計量管理事業所の計量士及び適正計量管理主任者の数及び職務

	流通関係		生産関係	
	大規模小売店の場合	市場等		
計量士	数	事業所ごとに配属されていること。 ただし、同一又は複数の都道府県内に多数の店舗を有する者において、各事業所の計量管理が適正に実施できる場合についてはこの限りではない。	次の要件を満たすことができる数以上であること。 1 使用計量器を適正に検査できること。 2 指導教育を行えること。 3 自主量目検査を行えること。 4 その他、必要に応じて現場を指導することができること。	事業所ごとに配置されており、使用計量器の検査を適正に行うことができるものであること。
	職務	1 使用計量器の検査を適正に行うこと。 2 適正計量管理主任者の指導及び計量実務に従事する者に対して、計量の方法、計量器の正しい使用方法等の指導（以下「指導教育」という。）を年1回以上行うこと。 3 自主量目検査を行うこと。	1 2 3 同左	1 2 3 同左
適正計量管理主任者	数	売場又は部門ごとに配置されていること。	売場、各部門又は店舗ごとに配置されており、計量実務に従事する者を指導し、商品量目及び使用計量器を常時チェックできること。	製造ライン工程又は部門ごとに配置されていること。
	職務	計量実務に従事する者を指導し、商品量目及び使用計量器を常時チェックすること。	計量実務に従事する者を指導し、商品量目及び使用計量器を常時チェックすること。	計量実務に従事する者を指導し、商品量目及び使用計量器を常時チェックすること。

流通関係の「市場等」とは市場、一般小売店等の小規模小売店又はこれらが共同して計量管理している場合をいう。